

長崎県介護保険審査会（第3合議体）結果

1. 日 時

平成24年10月9日（火曜日） 13:30～14:40

2. 場 所

長崎県国保会館6階 会議室

3. 出席委員

北爪委員 道辻委員 山田委員

4. 議 題

要介護認定に関する処分に対する審査請求

5. 会議結果

別紙「介護保険法に基づく審査請求に係る長崎県介護保険審査会の裁決の概要について」のとおり。

(別 紙)

介護保険法に基づく審査請求に係る長崎県介護保険審査会 の裁決の概要について

1 . 審査請求人 佐世保市在住の男性 (8 0 歳代前半、第 1 号被保険者)

2 . 処 分 庁 佐世保市

3 . 審査請求書受理日 平成 2 4 年 7 月 2 0 日

4 . 審査請求の趣旨

前回認定時により請求人の状況が良くなったとは言えず、介護の手間もかからなくなったとは言い難い状況であるのに、前回「要介護 4」であったものが、更新申請で「要介護 3」と認定されたことに不服であるため、「要介護 3」の処分の取り消しを求める。

5 . 処分庁の弁明の趣旨

本件処分は、厚生労働省の基準に基づき認定調査を実施し、認定審査会において適正な審査判定を行った結果である。

よって本件処分には、違法不当な点がないため、本件審査請求は理由がないから棄却されるべきである。

6 . 裁決の日付 平成 2 4 年 1 0 月 9 日

7 . 裁決の内容 (要旨)

< 主 文 >

本件審査請求を棄却する。

< 裁決の理由 >

本件処分については、介護認定審査会における審査等に一部不十分な点が見受けられたものの、違法又は不当なものであるとまでは認められない。